

○観光庁告示第四号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第四十八条において準用する同規則第三十六号第三号、第四号及び第六号の規定に基づき、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、平成三十年一月四日から適用する。

平成三十年一月四日

観光庁長官 田村 明比古

旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示

1 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準

旅行業法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条において準用する同規則第三十六号第三号の告示で定める旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準は、次に掲げるものとする。

一 別表上欄第一号及び第二号に掲げる事項について行うものであること。

二 別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

2 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の方法及び方法の基準

規則第四十八条において準用する同規則第三十六号第三号の告示で定める旅行サービス手配業務取扱管理者研修の方法及び方法の基準は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。

- 二 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。
- 三 不正な受講を防止するための措置を講じること。

### 3 登録研修教材の基準

規則第四十八条において準用する同規則第三十六条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 旅行サービス手配業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。
- 三 その他適当と認められる内容のものであること。

### 4 修了試験の基準

規則第四十八条において準用する同規則第三十六条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。
- 二 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。
- 三 修了証明書は別添様式によるものであること。

別表

事 項	時 間
<p>1 旅行業法及び旅行業約款に関する科目</p> <p>一 旅行業法及びこれに基づく命令についての知識</p> <p>二 旅行業約款に関する知識</p>	<p>五時間以上</p>
<p>2 旅行サービス手配業務に関する科目</p> <p>一 旅行サービス手配業務取扱管理者の責務と役割</p> <p>二 本邦内の運送機関及び宿泊施設等に関する知識</p> <p>三 本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力</p> <p>四 本邦における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力</p> <p>五 その他旅行サービス手配業務に関する実務処理の能力</p>	<p>六時間以上</p>

別添様式

旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

旅行業法第二十八条第五項の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名

代表者名



(日本工業規格 A 列 4 番)